

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱

制定	平成 23 年 4 月 1 日	区長決定 要綱第 47 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	要綱第 44 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	要綱第 36 号
改正	平成 27 年 2 月 23 日	要綱第 59 号
改正	平成 30 年 5 月 1 日	要綱第 136 号
改正	令和 2 年 7 月 1 日	要綱第 181 号
改正	令和 3 年 3 月 25 日	要綱第 37 号
改正	令和 5 年 8 月 10 日	要綱第 158 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	要綱第 94 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	要綱第 147 号
改正	令和 8 年 2 月 9 日	要綱第 261 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、耐震補強設計を実施しようとする建築物の所有者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、住宅等の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱（平成 16 年品川区要綱第 67 号。以下「耐震診断要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震補強設計 耐震診断要綱第 2 条第 2 号に規定する耐震補強設計をいい、第 4 号に規定する建築士が行うものであること。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断要綱第 2 条第 3 号に規定する耐震改修工事をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に定める建築士であつて、同法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定で「新築」を「改修」と読み替えて適用するものをいう。
- (5) 共同住宅 耐震診断要綱第 2 条第 6 号に規定する共同住宅をいう。
- (6) マンション 耐震診断要綱第 2 条第 7 号に規定するマンションをいう。
- (7) 小規模マンション 耐震診断要綱第 2 条第 8 号に規定する小規模マンションをいう。
- (8) 緊急輸送沿道建築物 個人または法人が所有する緊急輸送道路等として指定された道路の沿道建築物のうち、高さが前面道路幅員の 2 分の 1 を超えるものをいう。
- (9) 評定 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が「耐震判定委員会設置登録要綱（平成 21 年 7 月 28 日既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会制定）」に基づいて設置した耐震判定委員会が行う評価、判定等をいう。
- (10) 高齢者・障害者等 次のアからカのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 年齢が満 65 歳以上の者
 - イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年民児精発第 58 号）に基づく愛の手帳の交

付を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

オ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者

カ その他アからオまでに相当するとして区長が別に定めるもの

（助成対象建築物）

第 3 条 この要綱による助成金の交付対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、耐震診断要綱に基づく助成金の交付の対象となった建築物で、耐震診断の結果、木造にあっては一般診断で構造耐震指標 I_w 値が 1.0 未満相当、非木造にあっては第 2 次診断または第 3 次診断 1 で構造耐震指標 I_s 値が 0.6 未満相当のものとする。ただし、この要綱による助成金の交付を受けたことのある建築物およびこの要綱による助成金と類似の補助金等を受ける建築物は除く。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める建築物を助成金の交付対象とすることができる。

（助成対象者）

第 4 条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象建築物の所有者とする。ただし、共有建築物にあっては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあっては、区分所有者によって合意された代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認めるものを助成対象者とすることができる。

（助成の内容）

第 5 条 助成対象者が助成対象建築物の耐震補強設計を行う場合の助成額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。この場合において、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅の耐震補強設計に要する経費のうち、2 分の 1 の額。ただし、限度額は 20 万円とする。
- (2) 非木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅の耐震補強設計に要する経費の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 80 万円とする。
- (3) マンションの耐震補強設計に要する経費の 3 分の 2 の額。ただし、限度額は 200 万円とする。
- (4) 小規模マンションの耐震補強設計に要する経費の 3 分の 2 の額。ただし、限度額は 100 万円（その敷地が品川区地域防災計画（品川区災害対策基本条例（平成 26 年品川区条例第 19 号）第 4 条の品川区地域防災計画をいう。）において定められた緊急啓開道路に接する場合は 200 万円）とする。
- (5) 緊急輸送沿道建築物の耐震補強設計に要する経費の 3 分の 2 の額。ただし、限度額は 200 万円とする。

2 前項第 1 号ただし書の規定にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に次条の規定による交付申請をする場合において、同号に規定する助成額の限度額は、30 万円とする。

3 第 1 項第 1 号本文の規定にかかわらず、助成対象者が高齢者・障害者等に該当する場合または助成対象者の世帯の構成員のうち一人以上が高齢者・障害者等に該当する場合において、当該世帯が現に居住するまたは今後継続して居住することが見込まれる助成対象建築物に係る耐震補強設計を行うときは、同号に規定する経費は 10 分の

10の額とする。

4 前項に規定する高齢者・障害者等に該当する場合において、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に次条の規定による交付申請をする場合にあっては、第2項に規定する助成額の限度額を適用する。

5 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(耐震補強設計助成金交付申請)

第6条 耐震補強設計の助成金の交付を受けようとするものは、耐震補強設計の契約を締結する前に住宅等耐震補強設計助成金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、品川区住宅・建築物耐震改修工事等支援事業実施要綱(平成18年品川区要綱第118号)第2条第5号に規定する耐震化総合支援メニューを利用する者にあっては、この限りでない。

(助成金交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定したときは住宅等耐震補強設計助成金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、助成対象にならないことを決定したときは、住宅等耐震補強設計助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(複数年度にわたる耐震補強設計に係る全体設計の事前承認)

第7条の2 助成対象者のうち第5条第1項第3号から第5号までに掲げる助成金の交付を受けようとするものは、助成対象となる耐震補強設計を複数年度にわたり実施する場合において、当該耐震補強設計を実施する初年度の第6条に規定する住宅等耐震補強設計助成金交付申請手続前に、当該耐震補強設計に要する経費の総額、当該耐震補強設計が完了する予定時期その他必要な事項について住宅等耐震補強設計助成全体設計承認申請書(第3号の2様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し承認することを決定したときは、住宅等耐震補強設計助成全体設計承認書(第3号の3様式)により申請者に通知する。

(複数年度にわたる耐震補強設計に係る全体設計の変更等)

第7条の3 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた助成対象者は、当該承認後に同条第1項に規定する申請内容の変更が生じたとき、または当該耐震補強設計を中止するときは、速やかに住宅等耐震補強設計助成全体設計変更(中止)申請書(第3号の4様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し承認することを決定したときは、住宅等耐震補強設計助成全体設計変更(中止)承認書(第3号の5様式)により申請者に通知する。

(耐震補強設計の着手)

第8条 第7条の規定により交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、交付決定通知書を受領後、当該耐震補強設計に関する業務請負契約等を締結し、速やかに耐震補強設計に着手しなければならない。

2 助成決定者は、当該耐震補強設計に着手したときは、速やかに住宅等耐震補強設計着手届(第4号様式)に耐震補強設計に係る業務請負契約書等の写しを添えて区長に届け出なければならない。

(助成対象事業内容の変更および取り止め)

第9条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業

の内容のいずれかを変更しようとするときは、品川区住宅・建築物耐震補強設計助成金事業内容変更届出書（第5号様式）に変更に必要な書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状および仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、品川区住宅・建築物耐震補強設計助成金交付変更申請書（第5号の2様式）に変更に必要な書類を添えて、提出し区長の承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の助成金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の変更を決定し、品川区住宅・建築物耐震補強設計助成金交付変更承認書（第5号の3様式）により助成決定者に通知するものとする。

4 助成決定者は、事情により当該耐震補強設計を取り止めるときは、住宅等耐震補強設計助成取止届出書（第5号の4様式）を区長に届け出なければならない。

（完了届）

第10条 助成決定者は、耐震補強設計が完了したときは、速やかに住宅等耐震補強設計完了届（第6号様式。以下「完了届」という。）に次の各号の掲げる関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図書（図面、構造計算、）
- (2) 耐震補強設計費用に係る領収書の写しもしくは請求書またはそれらの写し
- (3) 耐震診断書（木造は精密診断、非木造は第2次診断または第3次診断とする）またはそれらの写し
- (4) マンションおよび緊急輸送沿道建築物にあっては、評定に関する書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第7条の2第2項に規定する住宅等耐震補強設計助成金全体設計承認書を受領した助成決定者は、当該耐震補強設計が完了するまでの間、当該耐震補強設計を実施した年度ごとに完了届および前項各号に掲げる関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条に規定する届出があった場合、当該届出および当該助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるとき、助成金額を確定して、住宅等耐震補強設計助成金額確定通知書（第7号様式）により、前条に規定する届出をした者に通知する。

（助成金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、住宅等耐震補強設計助成金交付請求書（第8号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 耐震補強設計を行うに当り、遵守すべき法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、住宅等耐震補強設計助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により、助成金交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 この要綱に基づく助成金の交付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事務手続きは、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は平成23年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成25年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成26年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は平成30年5月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和2年7月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和3年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和5年10月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和6年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和7年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は令和8年4月 1日から適用する。

住宅等耐震補強設計助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

〒 ー

申請者 住所

ふりがな

氏 名

電 話 ()

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第6条に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	木造（戸建て・長屋・共同住宅）・非木造・マンション ・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称	※個人宅は記載不要		
申請金額 （契約予定額）	¥	（税込み）	
所在地	（地名地番）品川区	丁目	番地
	（住居表示）品川区	丁目	番 号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階／地下 階
	延べ面積	. m ²	住戸数 戸
建築確認または 竣工年月日	年 月 日 第 号 / 竣工		
加算の有無	有・無	・高齢者（満 歳）・身体障害者手帳・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・要介護または要支援認定	
設計者	住所 事務所名 氏名 連絡先		
添付資料	・建物の全部事項証明書（3カ月以内の写し） ・土地の全部事項証明書（3カ月以内の写し） ・公図（3カ月以内の写し） ・固定資産税納税通知書・課税明細書（最新年度の写し） ・建物の位置が特定できる地図 ・見積書（内訳がわかるもの）（写し） ・申請者本人確認書類（マイナンバーカード表面写し、住民票等） ・耐震診断結果報告書（写し） ・その他区長が必要と認めた書類		

以 上

住宅等耐震補強設計助成金交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1 助成内容

助成金交付予定額 円

2 助成対象建築物所在地

（地名地番）品川区 丁目 番

（住居表示）品川区 丁目 番 号

3 助成条件

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱の規定を遵守すること。

以 上

住宅等耐震補強設計助成金不交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 建築物所在地

地名地番	品川区	丁目	番	
住居表示	品川区	丁目	番	号

2 不交付の理由

以 上

住宅等耐震補強設計助成全体設計承認申請書

年 月 日

品川区長 あて 申請者 住 所

ふりがな
氏 名
電 話 （ ）

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第7条の2第1項に基づく、住宅等耐震補強設計について全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番 号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	建築面積 . m ²	延べ面積	. m ²
建築確認年月日	年	月	日 第 号
設 計 者	住所		
	事務所名		
	氏名		
	連絡先		
添 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の全部事項証明書（3カ月以内の写し） ・ 台帳記載事項証明書等の建築年が確認できるもの ・ 建物の位置が特定できる地図 ・ 配置図等の図面 ・ 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） ・ 見積書（年度ごとの支払額がわかるもの） ・ その他、区長が必要と認めた書類 		

以 上

住宅等耐震補強設計助成全体設計承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第7条の2第2項に基づく、住宅等耐震補強設計について、下記のとおり承認したので、通知します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積 . m ²		
建築確認年月日	年	月	日 第 号

以上

住宅等耐震補強設計助成全体設計変更（中止）承認申請書

年 月 日

品川区長 あて

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話（ ）

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第7条の3第1項に基づく、住宅等耐震補強設計について全体設計変更（中止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積 . m ²		
建築確認年月日	年	月	日 第 号
変更（中止）概要			
変更（中止）理由			
添付資料	・申請内容の変更を示す図書 ・その他区長が必要と認めた書類		

以上

住宅等耐震補強設計助成全体設計変更（中止）承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第7条の3第2項に基づく、住宅等耐震補強設計について、下記のとおり変更（中止）承認したので、通知します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積	.	m ²
建築確認年月日	年	月	日 第 号

以上

住宅等耐震補強設計着手届

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所

氏名

年 月 日付第 号で要綱第7条に基づく決定通知のあった住宅等耐震補強設計について、年 月 日より、下記のとおり着手することを届け出ます。

記

1 助成対象建築物

(1) 地名地番 品川区 丁目 番地

(2) 住居表示 品川区 丁目 番 号

2 設計者

(1) 住所

(2) 事務所名

(3) 氏名

3 添付資料

(1) 耐震補強設計に係る請負契約書の写し

(2) 区長が必要と認める書類

以上

住宅等耐震補強設計助成金内容変更届出書

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所

氏名

電話（ ）

下記のとおり内容を変更したいので、品川区住宅・建築物耐震補強設計支援実施要綱第9条第1項の規定に基づき、関係図書を添えて届け出ます。

記

助成の種類	木造・非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
既交付決定 通知番号	年 月 日付 第 号		
建築物名称	（個人宅の場合は記載不要）		
所在地	(地名地番) (住居表示)	品川区 品川区	丁目 番地 丁目 番 号
変更の概要			
変更理由			
添付資料	・申請内容の変更を示す図書 ・その他区長が必要と認めた書類		

以 上

住宅等耐震補強設計助成金交付変更申請書

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所

氏名

電話（ ）

下記のとおり内容を変更したいので、品川区住宅・建築物耐震補強設計支援実施要綱第9条第2項の規定に基づき、関係図書を添えて申請します。

記

助成の種類	木造・非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
既交付決定 通知番号	年	月	日付 第 号
設計予定金額	変更前 ￥	(税込み)	
	変更後 ￥	(税込み)	
建築物名称	(個人宅の場合は記載不要)		
所在地	(地名地番)	品川区	丁目 番地
	(住居表示)	品川区	丁目 番 号
変更の概要			
変更理由			
添付資料	・申請内容の変更を示す図書 ・見積書（内訳および変更内容がわかるもの）（写し） ・その他区長が必要と認めた書類		

以 上

住宅等耐震補強設計助成金交付変更承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった品川区住宅・建築物耐震補強設計支援実施要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

助成の種類	木造・非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
交付予定金額	変更前 円		
	変更後 円		
建築物名称			
所在地	(地名地番)	品川区	丁目 番地
	(住居表示)	品川区	丁目 番 号
助成決定条件	品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱を遵守されること		

上記の金額は交付の予定額であり、申請した耐震補強設計が完了し届出をした後に交付決定額を確定します。

以 上

住宅等耐震補強設計助成取止届出書

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住 所

氏 名

年 月 日付第 号で助成金交付決定通知のあった住宅等耐震補強設計について、下記のとおり耐震補強設計を取り止めますので、届け出ます。

記

- 1 地名地番 品川区 丁目 番
- 2 住居表示 品川区 丁目 番 号
- 3 取り止める理由

以 上

住宅等耐震補強設計完了届

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所

氏名

年 月 日付第 号で要綱第7条に基づく交付決定通知のあった耐震補強設計について、下記のとおり耐震補強設計が完了しましたので届け出ます。

記

1 助成金交付予定額 ￥

2 補強設計費用金額 ￥

3 助成対象建築物

(1) 地名地番 品川区 丁目 番地

(2) 住居表示 品川区 丁目 番号

4 完了日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 補強設計結果報告書の写し
- (2) 補強設計費用に係る領収書の写しもしくは請求書の写し
- (3) その他区長が必要と認めた書類

以上

住宅等耐震補強設計助成金額確定通知書

様

品川区長

年 月 日付で提出された完了届について、当該届出および交付決定の内容を確認し、助成条件に適合すると認められるので、品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、助成金額を確定し下記のとおり通知します。

記

助成金交付確定額 円

以 上

住宅等耐震補強設計助成金交付請求書

年 月 日

品川区長 へ

住 所

氏 名

年 月 日付第 号により助成金額確定通知のあった住宅等耐震補強設計助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成の種類	木造（戸建て・長屋・共同住宅）・非木造・マンション ・小規模マンション・緊急輸送道路・町会会館
請求額 (助成金交付確定額)	¥
添付資料	・支払金口座振替依頼書 ・その他区長が必要と認めた書類

以 上

住宅等耐震補強設計助成金交付決定取消通知書

様

品川区長

年 月 日付で交付決定した住宅等耐震補強設計助成金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 対象建築物 地名地番 品川区 丁目 番
住居表示 品川区 丁目 番 号
所有者氏名
- 2 取消理由

以 上